

国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等すべての被保険者が対象です!!

令和6年12月2日より現行の健康保険証等は新たに発行されなくなり マイナ保険証 に一本化されます!!



健康保険証とマイナンバーカードの一体化を進めるため、令和6年12月2日より、現行の健康保険証等は新たに発行されなくなります。

これに伴い、健康保険証や限度額適用認定証等の取り扱いが変わりますので被保険者の皆様にお

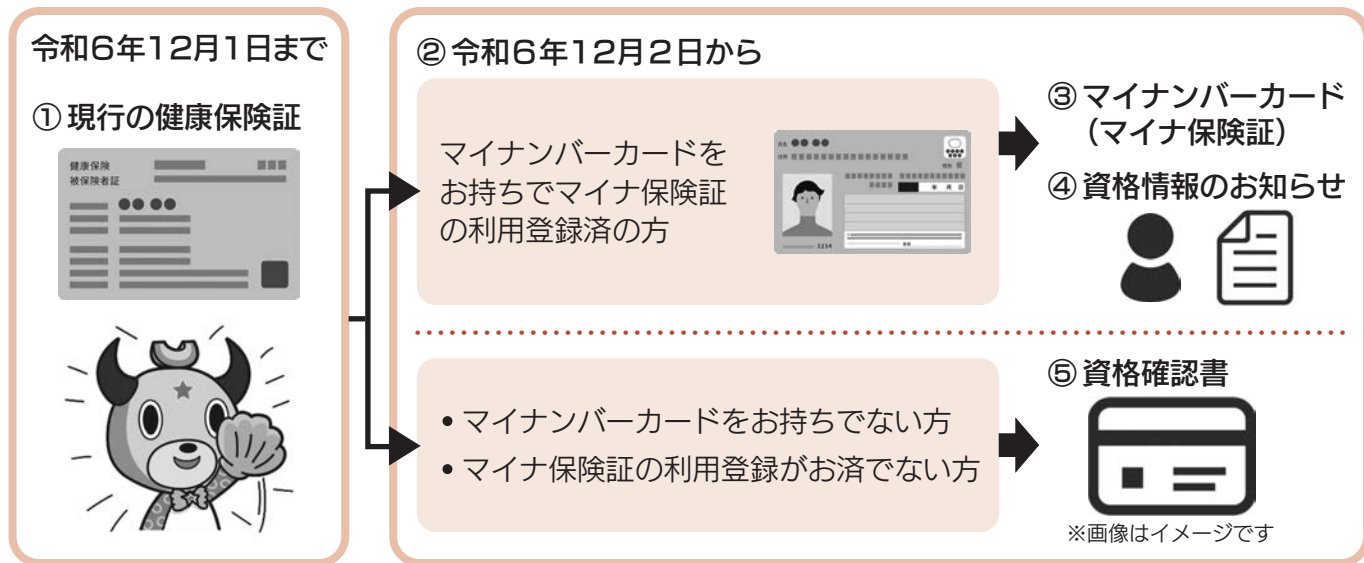
かれましては十分ご注意ください。また、各保険についても取り扱いが異なりますので、ご自身やご家族の医療保険について今一度ご確認ください。

経過措置について

現行の健康保険証は令和6年12月2日より新たに発行されなくなりますが、既に発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで（最長1年間）使用できます。ただし、令和6年12月2日以降は、健康保険証の新規発行や紛失に伴う再発行等はできなくなります。

なお、国民健康保険と後期高齢者医療保険につきましては、原則令和7年7月31日までの有効期限内で健康保険証を発行しています。

令和6年12月2日以降の対応について



①現行の国民健康保険証、後期高齢者医療保険証は、原則令和7年7月31日までの有効期限内で交付しています。

②現行の保険証の新規発行が終了します。マイナンバーカード（マイナ保険証）か資格確認書のどちらかを利用し医療機関等へ受診することになりますが、経過措置として①で交付している保険証は有効期限まで利用可能です。

③マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診することができます。また、ご自身の保険証情報（負担区分等）をマイナポータルにて確認することが可能です。

④加入している健康保険の情報を確認できるよう、新規加入の際や負担割合に変更が生じた際に「資格情報のお知らせ」を送付します。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできませんのでご留意願います。

⑤加入されている保険者より「資格確認書」が交付されます。この「資格確認書」により医療機関等を受診することができます。